

## 宮城県における雇用の安定と定住推進協定

宮城県、宮城県教育委員会及び厚生労働省宮城労働局（以下「宮城労働局」という。）は、宮城県における雇用の安定と定住推進について、次の条項のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東日本大震災からの創造的復興及び地方創生の趣旨を踏まえ、宮城県、宮城県教育委員会及び宮城労働局が相互連携して、学校における志教育及び雇用対策について、効果的かつ一体的に取り組むことにより、県民の雇用の安定と定住を推進することを目的とする。

### （事業内容）

第2条 宮城県、宮城県教育委員会及び宮城労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標等を事業計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、宮城県、宮城県教育委員会及び宮城労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

### （要請等）

第3条 宮城県知事、宮城県教育委員会教育長及び宮城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 宮城県知事、宮城県教育委員会教育長及び宮城労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### （秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、宮城県、宮城県教育委員会及び宮城労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、宮城県、宮城県教育委員会及び宮城労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

### 附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、宮城県知事、宮城県教育委員会教育長及び宮城労働局長が署名の上、各自その1通を所持する。

平成27年10月23日

宮 城 県 知 事

村 井 嘉 浩

宮 城 県 教 育 委 員 会 教 育 長

高 橋 仁

厚 生 労 働 省 宮 城 労 働 局 長

尾 形 強 嗣